

人権擁護委員を 紹介します

人権擁護委員は、地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。

- ・いじめ、体罰を受けた
- ・暴行、虐待を受けた
- ・差別を受けた
- ・名誉毀損、プライバシー侵害を受けた
- ・セクシュアル・ハラスメントを受けた
- ・インターネット上で誹謗中傷された

などの悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。面接、電話、インターネットなどで相談を受け付けております。

詳しくは、和歌山地方法務局御坊支局または、日高町社会福祉協議会まで。

・和歌山地方法務局御坊支局

(TEL: 22・0335)

・日高町社会福祉協議会

(TEL: 63・2751)

【お問い合わせ先】

住民生活課(TEL: 63・33800)



上谷 真由美さん(池田)



塩崎 貢さん(比井)



楠原 晃紹さん(上志賀)

NEXCO 西日本から お知らせ

湯浅御坊道路の広川南インターがETC専用料金所となります。

運用開始日時

令和6年3月18日(月) 0時

ETC車でのご利用をお願いします。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ETC
専用
ONLY

人権相談・行政相談・ 心配ごと相談 合同相談所開設のお知らせ

日時 3月18日(月) 午後1時～4時

場所 日高町保健福祉総合センター2階会議室

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

【お問い合わせ先】

日高町社会福祉協議会
(TEL: 63・2751)



下水道使用料の減免申請について

対象：現住所に住民票を置いたまま在学中の方や施設入所中の方がいる世帯

必要書類：大学等の在学証明書や施設等の入所証明書等

必要書類を添えて申請していただくことで下水道使用料の減免を受けることができます。

使用者の各ご家庭には3月末に郵送にてご案内いたしますので、必要な方は内容をご確認の上、期日までに申請してください。

※これまで減免の届出をされていても、今回減免の申請がない場合は、減免前の使用料に変更させていただきます。

【お問い合わせ先】 上下水道課(TEL：63・3805)

下水道使用料の用途変更について

これまで自宅を店舗として使用していたが、廃業などの理由により店舗として使用しなくなった住宅につきましては、申請していただくことで用途変更することが可能となり、下水道使用料を変更することができます。

変更を希望される方は、申請時に証明書などの書類が必要となりますので上下水道課までご相談ください。

【お問い合わせ先】 上下水道課(TEL：63・3805)

高齢者外出支援事業

高齢者の方のお出かけを 応援します！

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。

ぜひご利用ください。



助成額

1冊目…年間12,000円分を助成券で交付

追加購入分

助成券1冊12,000円分を8,000円で販売

小口販売1冊3,000円分を2,000円で販売

有効期限

交付した日から令和6年3月末まで

【お問い合わせ先】

いきいき長寿課(TEL：63・3807)

大好評
により

温泉館 イベント! 第3弾! 小学生以下に ガチャコインプレゼント!

期間中はスペシャルガチャをご用意!

ご来館いただいた小学生以下のお子さま1人につき、ガチャコインを1枚プレゼントします!

実施期間 3月1日(金)～3月31日(日)
(休館日：火曜日)

【お問い合わせ先】

企画まちづくり課(TEL：63・3806)

温泉館「海の里」みちしおの湯

(TEL：64・2626)



先着
300名!